

相生子育て応援券の償還払いについて

相生子育て応援券をお持ちの方で、現在サービス登録していない医療機関で平成24年6月1日以降に乳児健診または産婦健診を受診された方は、下記の手続きで健診費用が払い戻しされます。

受診から申請までの流れ

- 1 現在サービス登録していない医療機関で乳児健診または産婦健診を受診する。
- 2 健診費用を医療機関に支払い、領収書を受け取る。
- 3 領収書と相生子育て応援券を持参のうえ、子育て支援室に請求書を提出する。
(請求書は子育て支援室の窓口にあります)



持参するもの

- ① 相生子育て応援券（応援券は切り離さず、冊子ごと持参して下さい）
- ② 受診した医療機関の領収書（健診毎に必要）
- ③ 振込先の口座番号等がわかるもの（産婦健診を受診された方はお母さん名義の口座）
- ④ 印鑑（シャチハタ以外）

- ・毎月10日までに申請していただいた場合、同月末のお振込みとなります。
- ・応援券が利用できるのは市内に住所がある方のみです。要件に該当しなくなった時は応援券を子育て支援室まで返却してください。